

京都大学	博士(文学)	氏名	今 津 勝 紀
論文題目	日本古代の税制と社会		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、国家と社会を結節する租税現象に注目し、日本古代の税制の検討を通じて、国家の構造を明らかにするとともに、そうした国家を支える社会組織のあり方を復原しようとするものである。</p> <p>日本古代の国家と社会をめぐっては、古代国家の典型を律令国家にもとめる学説が現在でも有力であり、その基礎に強固な原生的共同体の存在が想定されている。しかし、「首長が人格的に体現する共同体」は論理的に措定された仮説に過ぎない。そこで本論文では、租税制度の構造と変遷を実証的に考究し、それを足がかりとして、社会を構成する家族や村落、地域社会の構造などを具体的に明らかにしようとしている。</p> <p>第一部「古代の税制」では、日本古代税制の基本構造を取り上げる。</p> <p>第一章「古代税制の『郷土所出』主義」では、古代の税制の基本原理、貢納と再分配について検討する。これまで日本の律令税制は、未開で流通経済の未発達な段階のものとして、租税は総体的奴隷の支払う地代と考えられてきた。その際、古代の租税収取の原則である「郷土所出」主義が未開性を示す標識とされたが、論者によれば、この原則は中国古代にも存在し、古代社会に特有の租税をめぐる諸関係を表現するものである。そして、「任土作貢」「郷土所出」主義とは、原初的な政治関係のもとでの貢納と再分配の関係から派生した常套句であること、こうした貢納と再分配は目に見える形で行なわれたこと、日本古代の王権にもそれが明瞭に窺われること、などを指摘している。</p> <p>第二章「律令調制の構造とその歴史的前提」では、日本古代税制の核心をなす調の制度について検討する。日本賦役令に規定される調制は唐と大きく異なり、多種多様の貢納物が調雑物として列挙されるが、比較律令制研究はこの点に日本の未開性を見出してきた。論者は、日本の律令調制が大化前代のミツキの制度をどのように受けついでかを具体的に検討し、かかる理解に再考をうながす。すなわち、律令調制の基軸となるのはあくまで正調であって、調雑物の収取は限定的なものにすぎず、それをことさらに強調することは正しくない。また調雑物のうち、食料品は特定集団の貢納・奉仕に由来するが、律令国家の成立にあたり、畿内の集団は大膳職支配下の品部に組織され、畿外の集団の負担が調雑物にされたと考えられる。畿内の贄と畿外の調雑物に本質的差異はなく、いずれも「伴造一部」体制によるミツキ貢納を継承するものであるとする。なお、ここ二十年間の研究状況を補論「古代の荷札木簡再論」で述べている。</p>			

第三章「調庸墨書銘と荷札木簡」では、律令租税の収取過程を復原して、貢納がどのように実現されていたかを解明する。律令租税の収取過程において、これまでは郡が中心的機能を果たしたと想定されてきたが、論者によれば、それは郡だけで完結するものではなく、国や里（郷）を含めた律令地方行政機構全体で行なわれ、天皇への貢納という形式を生み出していたという。さらに、調庸墨書銘や荷札木簡は、大王による貢納の視覚的確認を歴史的前提として、天皇への貢納を表示する機能をもったこと、律令制に至って文書による合理的な貢進事務システムが確立し、検収用の荷札が貢納表示札から分化したこと、さらに貢進物史料に見える「個別人身支配」は地方行政機構において計帳を用いて創出されていたこと、などを述べる。なお、贅と律令の関係についての補論として、「書評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』」を収める。

第四章「贅と中男作物をめぐって」では、第二章に引き続き、調と贅の問題を扱う。贅については日本律令に規定がないため、列島固有の律令外の制度として理解するのが一般的で、このように固有制度と律令制度を分離して考えることにより、律令国家は特殊な体制であると捉えられがちであった。しかし論者は、木簡などの史料を詳細に分析することにより、浄御原令制下までは広範な諸国から大贅が進上されていたこと、大宝令の成立によって、この大贅が朝集使貢納物に転化したこと、養老元年に成立する中男作物制にはそうした大贅進上の伝統が流れ込んでいることなどを指摘して、贅はあくまで律令租税制の一部として理解できると主張する。

第五章「京畿内の調と力役」では、京畿内の税制について分析を行なう。律令税制には京畿内と畿外で差異があり、その点を強調し、畿内勢力が畿外を帝國的に支配する体制を表現したものとする考え方もある。しかし論者によれば、京畿内と畿外の賦課額の相違は大宝令により初めて成立するものであり、あくまでも畿内という観念の所産にすぎなかった。慶雲三年格制では畿外諸国の庸が半減されており、京畿内と畿外の負担上の相違が消滅する。この格制は全国を対象として力役差発体制を整備したものであり、同時に負担の均一化、すなわち劳逸を均しくすることを目指したものであった。こうして、帝国型搾取モデルは成立しえないことが明らかにされる。

第二部「税制と社会」では、古代の社会構造について検討する。

第一章「班田制と調庸制」では、地代論の範疇で理解されてきた班田と調庸の問題について、北魏から隋唐までの均田制の展開を押さえた上で、大化期の田調から律令調制への展開過程を論じ、日本古代における戸の歴史的位を明らかにする。中国の場合、個々人にまで抽象化された分田農民という観念を背景に、小農民経営を構成する単婚小家族の負担から妻分を控除して丁調が生まれたが、日本の場合、中国のような口分の観念は存在していなかったか、存在しても希薄であった。中国でこうした観念が成立したのは後漢末以降の階層分化によるが、そうした歴史的条件が日本の列島社会には存在しなかった。こうして口分の観念は存在しなかったが、古代日本では税負担については律令制段階まで一貫して戸を基本に構想されていた、と論じている。

第二章「律令制収取と地域支配」では、紀伊国を事例として、律令制収取の実態を復原することを通じて、古代の地域社会の構造的特質を述べる。一般に漁業労働については、その共同体的性格が強調されることが多い。確かに漁場や漁獲時期、捕獲対象、漁具などについては共同体の規制が働いたはずであるが、在地社会における階層分解、および郡域を越えた人々の個別的結合が進行している状況を考慮するならば、こうした漁業労働が村落などの共同体により組織されていたとは考え難く、すでに古代では、兄弟などを単位とした世帯規模での網漁業のみならず、潜水漁業や釣漁も含めて、漁業の労働過程は個別的なものであったことを指摘する。

第三章「播磨国賀茂郡の郷里復原」では、播磨国賀茂郡を事例に、戸の編成にもとづく、郷里編成の実態について論じる。その際、近世までの土地利用をふまえた上で、GISシミュレーション（地理情報システム）を活用して、古代における水稻耕作範囲を推定し、郷里編成がどのようになされたかを復原する。その結果、当時の里（郷）は小水系を単位とした、地縁的なまとまりを基本として編成されていたこと、播磨国風土記にもとづく八世紀段階の里の編成と『和名類聚抄』段階の郷の編成が無理なく接続することなどが、具体性をもって解明されている。

第四章「御野国加毛郡半布里戸籍をめぐる予備的考察」は、すでに論じ尽くされた観のある古代の籍帳について、研究史を振り返るとともに、御野国半布里戸籍を題材として、視点を全く新たにした分析を試みる。その結果、日本の古代社会は乳幼児死亡率が高く、出生時平均余命の短い多産多死型の社会であったこと、戸籍に登録された妻と夫の関係には再婚と考えられるものが約半数ほど存在すること、これまで古代の男女関係の不安定性は非家父長制的な社会関係のもとでの性愛の不安定性から説明されてきたが、古代社会の生死のあり方から考え直す必要があること、などを指摘する。

第五章「日本古代の村落と地域社会」では、第四章の検討をふまえ、古代の村落・家族、および地域社会のあり方を論じる。論者によれば、当時の「村」は租税の取りまとめ、用水管理・祭祀などの共同体機能を果たしていた。厳しい生存条件の下で、戸主層は再婚を頻繁に繰り返し、婚姻を通じて形成された血縁関係の連鎖の中心となっていた。こうした有力男性を核として男系・女系の血縁関係が迎られ、キョウダイ・イトコといった範囲の同世代で構成される世帯グループが相互扶助機能を担い、戸を編成する際の基礎となったと考えられる。また、播磨国賀茂郡を事例として、針間国造を核とした結合が地縁的かつ個別的なものであったことも明らかにされている。

補論「古代の家族と共同体」では、関口裕子の『日本古代家族史の研究』を題材に、古代女性史研究で提起されている古代社会像について問題点と展望を論じる。

終章では、以上の諸論点を総括して、古代的国制の形成と展開について全般的展望を述べる。その所論は以下の通りである。

6世紀、日本列島の中央では世襲王権や貴族が形成されるが、それは列島社会の基底

部にも作用し、双系的な親族関係が支配的であったところに、父系的な原理が現われるようになる。父系が顕在化する現象は、軍事奉仕を主要任務とする国造が成立したと無縁ではなく、隔絶した権威をもつ王権と結びついた兵士がここに初めて誕生する。ヤマト王権の兵士であることに特別な社会的意味が付与されるようになるのは、この頃から始まるのであろう。また、大化前代の基本的な支配関係は、集団を単位とした貢納と奉仕の人格的關係にあり、具体的には王族・貴族による服属集団（部）の分有という形態をとった。国造は地域社会において、そうした縦割りで構成された支配関係を横断する形で兵士の徴発を行ったが、どれほどの実効性をもちえたかは疑問である。服属集団の分有という支配体制が、国造の軍事動員にとって桎梏となったことは想像に難しくなく、より効率的に人と物を動かすためにはその体制を組み替える必要があった。7世紀中葉に成立する「評一五十戸」制はまさにそのための取り組みであった。

大化元年（645）9月、諸国に使者を派遣して「民元数」を調査させ、「男身」を数え上げたが、この作業を通じて五十戸編成が実施されたと考えられる。五十戸の基準となる戸は、6世紀以降に明確になった、地域社会における有力男性を軸としたまとまりを把握・編成したものであろう。その際、戸は兵士を徴発する基礎単位としての性格をもち、一戸一兵士の原則が存在した可能性が高い。また、孝徳朝に「戸別之調」がみえるように、戸は徴税の単位でもあった。部による貢納も「評一五十戸」制を通じてなされるように変化し、貢納物は「評一五十戸」の組織によって生産され、貢納形態の調整がなされた。戸はこのように軍事と徴税を支える基本単位であり、大化改新の核心は戸を単位として軍事と徴税を統一する体制を整えることにあった。こうして「評一五十戸」制の施行により、従来の部民制的収取が止揚されるとともに、軍事的徴発の統一がはかられ、統一的な公権力の行使される空間（オホヤケ）が成立した。コホリ（評・郡）は軍事と徴税を媒介として形成された、地域的な公共空間であり、このコホリの枠組みがその後の列島社会の基礎的な単位となっていく。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本古代の税制を検討することにより、古代国家の特質を明らかにするとともに、その国家を支えた社会の構造について考察したものである。本論部分は、古代税制の実態と変遷を論じた第一部と、古代の社会構造を分析した第二部とに分かれたれ、全10章・補論3編から構成される。その前後に研究史と課題を述べた序章、諸論点をまとめて古代的国制の展開を論じた終章が、それぞれ配されている。

戦後の日本古代史研究において、古代国家・古代社会の特質解明は、つねに中心的な研究課題とされてきた。そのなかで主導的な役割を果たし、今なお影響力を保っている古典的著作が石母田正『日本の古代国家』である。石母田は古代の政治体制・社会構造を「首長制」という概念でとらえ、郡司を在地首長の典型的存在とし、彼らが総括する地域社会の上に律令国家が聳え立つという図式を描いた。さらに吉田孝『律令国家と古代の社会』は石母田説を受け継ぎつつ、社会人類学の理論を用いて、双系的な親族構造をもつ古代社会を復原してみせた。そして、未開な列島社会に青写真としての律令法がもたらされ、律令国家が早熟的に成立したという見通しを示した。この「石母田－吉田」学説は1980年代以降、通説の位置を占めて現在に至っている。

そうした中であって、論者は「石母田－吉田」学説とその流れをくむ研究を、一貫して実証的に批判してきた。本論文は、そうした仕事の主要部分をまとめたものにほかならない。以下、本論文の顕著な成果をかいつまんで述べる。

第一に、調庸として貢進された物品の墨書銘・荷札に精緻な分析を加え、その史料的人格を解明するとともに、「公民個人による貢納」という擬制が形作られるシステムを復原したことである。調庸墨書銘や荷札木簡は、従来、中央・地方の行政組織が検査を行なうためのものと考えられてきたが(勘検説)、論者は明確にこれを否定し、天皇に貢納する事由・内容を表示するためのものと断じた(貢納表示説)。また、それらに見える調庸負担者の名は、地方行政組織において、計帳という課税台帳をもとに書き入れられたことを証明した。きわめて斬新なこの考え方は、荷札木簡の調査・研究が進むにつれて賛同者が増え、最近では有力学説として認められている。また、調庸物の収取・貢納過程に地方行政組織が総体として関わったという主張は、郡司の役割を過大評価しがちな在地首長制論に対して、有効な批判となっている。

第二に、出土点数が格段に増した荷札木簡を縦横に用いて、律令調制の成立・展開過程を具体的に跡づけたことである。従来の研究は、調制の起源を国造から大王への貢納に求めてきた。それは国造を郡司の前身と考え、在地首長として地域支配を行っていたという想定に基づく。しかし論者は、国造の貢納を副次的なものとし、部民による貢納こそが大化前代の基本税制であり、律令調制に継承されたことを論証した。大化改新によって部民制から公民制への転換がなされると、「田の調」「戸別の調」などの過渡的税制を経て、人身別賦課を建て前とする律令調制が形成され、8世紀前葉まで制度的整備が続けられるが、論者はその過程を追究し、説得的な見解を示してい

る。さらに租税としての位置づけが不明確であった贄について、複雑な貢進制度を解きほぐし、調や朝集使貢献物と不可分一体であったことを解明した点も、たいへん意義深い。

第三に、独自の分析方法によって古代家族論を深化させたことである。古代社会を考える上で、家族・親族構造は不可欠の論点となる。このため古代籍帳の研究が精力的に進められたが、戸を編成する際の擬制が問題とされ、籍帳に見出される家父長制には疑いがかけられてきた。そこで、吉田孝は籍帳以外の史料から双系的な親族構造を復原し、母子を基本紐帯とする流動的な家族像を描いて、現在の通説を形作った。これに対して論者は、作為の及びにくい年齢・婚姻の記載に着目し、古代籍帳に新たな光を当てた。その結果、①日本古代は典型的な多産多死社会で、平均寿命が30歳前後であった、②このため夫婦の死別と再婚が多発し、家族・婚姻関係の流動性をもたらした、③男性は地位が高いほど再婚率が高く、年齢差の開いた女性と再婚する傾向にあった、④妻のいない高齢男性に比べて夫のいない高齢女性が圧倒的に多く、婚姻をめぐる男女の対称性が崩れていた、といった刮目すべき事実が明らかになった。論者は、古代社会の基軸となったのは有力者の父系直系家族であるが、それ以外の階層では母系的な家族形態も多かったと考え、家父長制論と双系制論を止揚した「混合モデル」を提示している。

第四に、古代の地域社会を具体的に復原したことである。論者は、上述の古代家族論に基づき、有力家族を中心としつつ、地縁と血縁が網の目のようにめぐらされた村落の姿を描き出した。それとともに、播磨国賀茂郡を事例にとり、村落間・氏族間のつながりを復原して地域秩序を論じ、郡・郷という地方行政組織（区画）との関係を解明した。その際には古代のみならず、中世・近世に至る文献史料を活用し、考古学の成果をよく取り入れているが、GIS（地理情報システム）を用いて空間分析を行なったことも、先端的試みとして注目される。なお、大化前代の地域社会を支配していたと言われる国造について、王権を背景として軍事的機能を果たす「軍事貴族」であったと述べ、地縁的な公権力の端緒と評価した点も興味深い。

このように本論文は、税制の実証的検討を中心としながら、古代国家・古代社会に関する斬新かつ説得的な学説を提示した研究として、高く評価すべきものである。また、木簡・籍帳・経典跋語といった多様な古代史料の分析方法は見事であり、史料論としての価値も高い。今後、本論文の成果を発展させ、文献史料の少ない大化前代の国家・社会について、さらに独創的な研究を進めていくことが期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2011年11月18日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。